

1 現在の進捗状況について（第2報）

本件は、本年5月19日に本市ホームページで情報提供を行いました、その後の状況についてお示しします。

(1) 是正計画書の提出について

令和8年3月に、土地所有者から令和13年3月を期限として建築物を撤去する旨の是正計画書が市に提出されました。

しかし、市として、この期限には合理的な理由が見出し難いことから、容認しておらず、一日も早い撤去に向けて土地所有者と協議を行っています。

(2) 門扉封鎖等について

6月4日に、土地を所有する会社関係者への指導のなかで「本件建築物について、今後、礼拝等は行わず、敷地への出入りができないよう入口の門扉を封鎖する」ことについて合意を得ました。

なお、翌6月5日に現地を確認したところ、入り口の門扉が鎖で施錠されている状況を確認しています。今後も現地の状況確認などを継続していきます。

(3) 在日パキスタン大使館との連携について

6月1日にパキスタン大使館を訪問し、建築物の早期撤去への協力を求めるため、事務レベルで協議を行い、情報共有と協力態勢の下に対応していくことを確認しました。

(4) 建物所有者について

当該建築物が未登記であることから、所有者を特定するため、外部弁護士へ委任し電気等の各契約情報の調査を進めています。

2 今後の市の対応について

現在の状況を容認できないという方針のもと、関係法令に基づき適正な手続きを進めてまいります。